

令和2年度第6回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和2年8月7日（金）					
招集場所	南部町役場天萬庁舎3階 富有まんてんホール					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時24分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	欠席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩 指 久	出席			
	8番	井 上 武	出席	14番	板 秀 樹	出席
	9番	岡 田 幸久	出席	15番	頼 田 洋子	出席
	10番	亀 尾 和男	出席	16番	作 野 英明	出席
	11番	井 田 厚美	出席	17番	遠 藤 宏明	出席
	12番	牛 田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
13番	秦 野 勝仁	出席				
議事録署名委員	1番	市川 春樹		2番	黒木 美由紀	
出席吏員	事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和					
傍聴人						

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	非農地証明書の交付について
協議事項	(1) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について (2) 農地パトロール出発式・現地研修会・班編成について
報告事項	(1) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用完了届について (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
その他	南部町農業振興地域整備計画の全体見直しについて 令和2年度第7回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長補佐	只今より、令和2年度第6回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は別の会議出席のため岡田局長が欠席ですので、私が進行をさせて頂きます。欠席者は5番田邊元史委員です。農業委員会等に関する法第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨 拶	会長	－省略－

	<p>す。、には、採石やガラスが敷いてあるということです。の上のところには、庭木或いは花木が植えてあるという状況です。あとは上の方の所も宅地ということで、図面に書いてございますように、3筆の土地ということでございます。既に今も言いましたように、カーポート等が建っております、違反転用という部分で申請でございます。現地で確認いたしました。カーポートの内容は次の7ページに書いてございますので、上から見て頂いて分かると思います。ビニールの倉庫ですがこれは単にビニールで覆ったもので、御理解いただければと思います。進入路と書いてございます。こちらはから入り、本宅に行くという風な格好になっています。先ほど言いましたようにカーポート等が建っていた。違反転用ということで現地確認の意味からそれについて確認がありました。申請者の認識としては、どういう認識なのか、地元委員の方、それから事務局等から説明がありました。本人は本当に今後とも、農地法というのは遵守したいということで、明記された顛末書が提出されたという判断の説明があり、十分に反省しているのか、という部分で、現地で皆さん方とも話合いました。よく反省し今後とも農地法を遵守したいという意見があったという確認をいたしまして、現地調査委員とも異論はなかったということで、転用は許可することになったということです。以上でございます。</p>
議長	議案第2号について質疑を受けます。
作野委員	3筆の申請ということですが、このさんはまで勤められ、にあった人と認識しておりますが、顛末書も見させていただきました。それなりの事情、理由は明記されておりましたけれども、責任と自覚という問題から考えますと、こういった立場にあった方には明確な責任が求められるのではないかと考えておりますが、現地確認報告でも説明はありましたがその辺りの経過をお聞かせ願いたいと思います。
局長補佐	当初、非農地ということで申し出がありましたが、駐車場として使っていますし、今年1月にカーポートを建てられたと言う事で、建てた当時は農地としての認識がなかった。と仰っておられまして、この度調べたところ農地だったということが分かり、非常に反省していると聞いています。特にこれ以上は聞いておりませんが、十分に反省されておられたようです。
議長	私の見解ですが、職務代理とも現地確認した訳でございますが、作野委員も仰いますように、というような人、そして、をされているという中で、となれば人を指導していかなければいけない立場の方が、このような形でやっているというのは作野委員さんの言われる通りで、私も同感です。しかしながら、このままにして置いた方がいいのか、ここで一つ仕切りをつけてさんにも、顛末書なり書いて反省をしていただいて、その後このような格好で、きちんと農地法を守っていただくという形は作った方が良いのではなからうかと思うところでございます。車は投げたおいても良いのか、極端ですが今日決めていただいて、それについては反省をしながら、これからきちんとしていただくのだということで私は考えています。作野委員さんも仰いますように、という大変な立場の方がこういうことをやっていたということが、やはり腑に落ちたという感じがいたしております。

	<p>昔の話をするようですが、さんが以前は、墓地を自分が勝手に作って、そういう概念はそういう風土のところだったのかなという感じも受けております。その方におきましては、墓を掘っていただいて、真新しい姿できちんと次の段階で保健所の許可もとりながらやっていただいたという経緯がございます。こういう風土は、改めなければならないと思っているところがございます。我々におきましては、許認可権を持っておりますので、きついことはきついと、駄目なものは駄目だというような形を持っていきたいと思いますので、このままで置いておいた方が良いのか、ここできちんとけじめをつけた方が良いのかと考えると、やはりこの場できちんとしておいた方がいいではなからうかと思っております。</p>
作野委員	分かりました。
議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
庄倉委員	<p>6 ページ目を見ますと、私も現地確認を行った一員ですけれども、道路から進入道路と書いてありまして、現地を確認したところ今のカーポート等がある駐車場にされるところと、道路のところと一体になって砂利が敷いてあったと見たのですが、道路との境界というところはきちんとされていますか。赤線だと聞いたのですが集落の同意があるかどうか。この道路は、さんのところに続きの道のように今なっていますが、取り込んでしまうような可能性は多々あるような気がしたものですから質問させていただきます。</p>
議長	現地調査を行った市川委員をお願いします。
市川委員	<p>4 ページを見ていただきます。ここは道路となっております。番地が入っておりません。言われるように、さんが宅地ですので、この道路から入って家に入るところで、現状この下側を、道路を曲がって下のほうに向いていますけれども、これは階段等があつて、法面があつて、本当に急で 2m3m位の高さのところと道路があつたと現地で見えております。ですので、この道路自体をずっと入り家に入っていくということです。ですので、これは全く宅地じゃないけれども、実質さんだけが使う道かなというふうに思って、自分たちの便利のために砂利を敷いたと。砂利と言うよりは真砂です。砂利は途中までで、あとは真砂が敷いてあつたというふうに思いますので、特にこの道はさんしか使わないという部分で、自分たちが使いやすいように加工したといいますか細工をしたかなと思いますので、確かに庄倉委員の言われるようにどこからがどの土地かということは現地では確認しておりません。</p> <p>以上です。</p> <p>追加です。図面を見ていただくと分かりますように、と の 1 番下の少し出ているところにはポールが立っていて、そこは確認しておりますので、そこから内側が今回の申請地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
庄倉委員	昔から赤線というのは非常に大事なもので、多々家そのまま取り込んでしまうようなこともあるので、やっぱり、きちんとしておきたいなというふうに思います。
議長	今市川代理が説明されたのは、進入路のことで 6 ページにありますようにこれが赤線です。と言われましたが、ピンは打っていませんでしたが、杭があり、この杭は動かさないでください。と土地家屋調査士さ

		んが既に入って来られて、そこでピンを打てる状態だということですので、きちんとピンが打てるところが提示された状態だったということで土地家屋調査士さんが既にピンと同様なものが置いていたということで理解しております。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので、『議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第 3 号 非農地証明書 の交付につ いて	議 長	『議案第 3 号 非農地証明書の交付について』を上程致します。
	局長補佐	『議案第 3 号 非農地証明書の交付について』交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。内容につきまして説明いたします。 【『非農地証明の交付について』朗読 (議案書 5 頁)】 番号 2 土地の表示： 登記・田 現況・雑種地 35 m ² 土地の表示： 登記・田 現況・雑種地 51 m ² 所有者： こちらの備考にあります、明治時代に通路を整備し現在に至ったということで、非農地証明の根拠ですが 20 年間そういった状況でございましたが、確認できるものがございませんでしたので、平成 2 年の国土地理院の地図で通路だったということを確認したということでございます。
	議長	議案第 3 号について質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	作野委員	非農地証明ということですが、ここは地籍調査が完了している地域だと思います。いつ地籍調査が完了したのか、地籍調査が完了した地域でなぜ今頃非農地証明の申請が上がったのかお答えください。
	局長補佐	通路を渡って住居があるのですが、 さんの さんが帰って来られるということで、新しく家を建て替えたいということがございました。その際に調べたところ、農地だったということが分かりまして非農地証明でもって許可をいただきたい。家を建て替える際に、廃材ですとか、色々なものを運搬する用途に使いたいということございました。
	議長	今質問にあったのは、地籍調査を行っておりながら、なぜ今になってそのような非農地証明を出すのか。地籍調査が入るわけで、必ずや対象地については、その現況が道路なら道路、住居が建っていたら宅地だとそのことを今言っておられると思います。 地区は全部地籍調査が入っております。私がお答えさせていただきたいと思いますが、この地におきましては大変複雑といいますか、この さんにつきましては、 というような形でおりましたが、それではいけないということで がをしたというような物件でございます。このことにつきましては地籍調査がそのときちょうど入ったということで、 さんですかね、その人が構ってはいけないと。そういうことで、その時点では普通の状態でしたが、道路として編入がなされるということでしたが、そう言った事情

		<p>の中で今日まで延び、そして さんが帰られるということで、 さんが家を建てたい。と言うことで、司法書士さんなり、色々な方に御相談申し上げられたときに、税理士さんから「ここは農地である」ということのでございましたので、それぞれのことではいけないということ、早急に非農地証明をとって、 さんが帰られて家を建てるのは良い事ですので、そのような中でやれるということのでございますので皆さん方の理解をいただきたいと思うところでございます。</p>
	作野委員	分かりました。
	議長	他にご異議ございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので、『議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』議決承認されました。
5. 協議事項 (1) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	議長	『協議事項 (1) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	<p>事前にお配りしております別添資料ですが、右上に協議事項 (1) と記載したものがございます。そちらをご覧くださいと思います。こちらは、農地等の利用の最適化を推進に関する指針について。と書いておりますが、それを 3 年前に策定いたしまして今回農業委員、推進委員共に改選期ということで、それに合わせて指針を改正するという事になっております。今回、指針の改正ということをして、御審議いただければと思います。</p> <p>少し説明をさせていただきたいと思いますが、この指針は農業委員会等に関する法律という法律がございまして、こちらは平成 28 年 4 月に改正されております。その時に農地等の利用の最適化の推進が重要な必須業務ということで、明確に位置づけられましたので、南部町農業委員会でも、平成 30 年 1 月に制定した指針になります。今回の改正は、文面の方は殆ど変更ございませんけれども、数値目標というのがございます。これは今から 3 年後の目標を新たに加えるものでございます。こちらの 2 ページ目をご覧ください。1 番上に遊休農地の解消目標がございまして、こちらをご覧くださいますと、策定当時は平成 29 年 7 月に管内農地面積であります 1,235ha で、この内、遊休農地の 15ha とございまして、遊休農地との割合が 1.21%でございました。その 3 年後でございまして、令和 2 年 7 月が、この目標が遊休農地 12ha ということで 0.98%という目標値にしておりました。その結果がその下になりますが、現状が令和 2 年 7 月とあります。管内の農地面積は、転用や地目変更等ございまして減っておりますが、1,221ha となっております。遊休農地面積は 11ha ということで減っております。</p> <p>割合としては 0.90%ということで、目標値を達成しております。更に今回、指針の改正ということで、次の令和 5 年 7 月が 3 年後になりますけれども、それに向けての目標値というものを前回と同じ 3ha 減らすという事で、8ha に設定しております。割合は 0.66%ということでございます。次に具体的に遊休農地の発生防止と解消を推進する方法としましては、表の下に (2) とありますのでご覧ください。遊休農地の発生防止、解消の具体的な推進方法とあります。従来、毎年 8 月から行っておりました農地パトロールは基より、年間通して適時違反転用の発生防止と早期発見を実施することと致しまして、利用状況調査の結果を踏ま</p>

	<p>えて農地所有者との話し合いを行いながら、農地中間管理機構と連携して、農地の利用集積や集約化を進めていくものでございます。去年始めましたB判定農地の特別委員会でございますが、こちらでも当該農地について速やかに非農地判断を行い、守るべき農地の明確化をしていくとさせていただきます。次に担い手の農地利用の集積、集約化について、次の3ページをご覧ください。中段にこちらの担い手への農地利用集積目標という表を作っております。こちらを説明させていただきますと、管内の農地面積は遊休農地が解消された面積になりますけれども、平成29年7月は、管内面積は1,220haでございます、集積面積は235ha、割合としては19.26%でございます。その3年後、令和2年7月ですが、集積面積が241ha、割合が19.80%としております。その結果、こちらの下に現状令和2年7月となりますが、こちらの管内農地面積も減っております1,210haとしておりますが、集積面積は308haということで前回よりも増えまして、割合としても25.45%ということで、大幅に目標値を達成しております。今後の課題としまして、農地の利用権設定については地域の担い手が限られる中で、南部町全域で集積集約化が進んで連坦していない分散している農地では集積が困難であるという課題もございますので、目標値は前回よりも少し抑え目で設定しております。あと、町内の5つの農業法人さんに聞き取りを行いました。今後3年間の集積見込みを聞き取りしてございまして、今後3年間の合計を15haの集積ということで見込みました。現在の集積面積から15ha足しまして、合計323haということで設定させていただきます、割合を26.80%とするものでございます。具体的に担い手への農地利用の集積集約化を推進する方法としましては、表の下の(2)、担い手への農地利用の集積集約化に向けた具体的な推進方法にも書いております。人・農地プランの作成見直しを積極的に参画しまして、町や農地中間管理機構、農協、農業者と連携しながら、復元可能な遊休農地、経営の廃止、縮小を希望する高齢農家の農地、利用権設定が満了する農地については、農地中間管理事業の活用を検討してマッチングを行っていきたくと考えております。また、集積が進んでいる地域においては更に農地の集約化を進める利用調整や利用権設定の再設定を行います。そして、農地の形状が悪い、受け手が少ない地域などは、集落営農の組織化や法人化、新規参入の受入れを推進しております。次に4ページをごらんください。真ん中の少し下ですが、3. 新規参入促進についてです。こちらですが、近年南部町では新規参入が非常に少ない状況でございます。今後3年間、新規参入を各年1経営体というのを目標としまして、平均して1haの集積面積としていきたくと思います。</p> <p>ざっと、要所のみですが御説明させていただきましたのでこの指針改正案について御審議を宜しく申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	ただ今説明がありました『協議事項(1)農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』質疑を受けたいと思います。
糸田委員	2ページと3ページの表を見ているのですが、その中で管内の農地面積が違いますが、なぜでしょうか。
局長補佐	左の方が、遊休農地を加えた面積でございまして右の方が遊休農地を除いた面積でございまして、集積集約化については遊休農地を除いた数

	<p>値で計上するということになっておりますので、改正時の現状である令和2年7月が左の方ですけれども1,221ha遊休農地が11haですのでそれを除いて差し引きしますと1,210haということで右の欄にはそのようにしておりますので、宜しくお願いいたします。</p>
糸田委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他にはございませんか。</p>
庄倉委員	<p>遊休農地解消に向けて非常に目標を立ててするというのは良い事だと思います。ちょっとお尋ねしたいのですが、集落営農の組織化とか法人化とか謳ってありますが、現状で集落営農の取り組みをするような所がありますでしょうか。</p>
局長補佐	<p>産業課のほうが、町内の各集落を回って話はしているようでございます。</p>
庄倉委員	<p>両長田とか賀野とか、そういうところに行くと、法人の人が入っていくところがなかなかなくて、集落で農地を守っていくというのは非常に大事なことだと思いますので、推進に向けて取り組んでいきたいと思えますし、地元の農業委員さん推進委員さんも、そちらのほうに向けて協力して欲しいと思います。</p>
議長	<p>今の状況から言いますと、最適化推進委員におきましては上長田東長田におきましては、大変手厚く扱っているところです。大きなところの、天津地区の大平原におきましても、最適化推進委員さんは1名というようなことでございます。また法勝寺におきましても1名、また大国におきましては今なお、法人化はなされておられないということで2名いるようなことございますが、上長田、東長田につきましては東長田2名、上長田2名と、大変手厚くやっているところでございますが、これから益々最適化推進委員は大変だと思います。言うなればですが、天津の地域の反収と上長田東長田の反収は自ずと違ってくるということでございますので、勿論損益計算書も悪くなってきますし、また労働生産性も悪くなってくるということで、大変御苦労かと思えますけれども今後できるだけ農地を守っていただきたいと思ってございますので宜しくお願いしたいと思います。できないところはできないということで、今回のパトロールもありますので、そこでできるところはできるという格好で識別を最初にして、できないところは投げておきますと荒廃地になってくるという事ですので、のさんともお話をし、クヌギや何かを作っていたら、にひとつ管理をしていただきたいと。農家の方に負担がないような形をとっていただきたいと思っておりますので、今回のパトロールが重要ですので、十分に皆さん方も加味をされて、農地で守るところは守り、捨てる場所、捨てるという言い方は余り良くありませんが、分かり易く言えばそのような格好でいきたいと思えます。その次の段階として、私どもがと話をし、補助金が出ないならば町の行政機関に出していただくというようお願いしなければならぬと思っております。先般、町長ともお話をいたしました。施策上の問題もそのような格好で農業、農家を守らなければいけないということもなくして、施策上やってほしいと申し添えたところでございます。上長田、東長田だけでなく、他の地区もきちっとした住み分けをしていただきたいをお願いをするところでございます。</p> <p>他に、ご異議ございませんか。</p>

		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので、『協議事項(1)農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』議決承認されました。
(2)農地パトロール出発式・現地研修会・班編成について	議長	『協議事項(2)農地パトロール出発式・現地研修会・班編成について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局長補佐	<p>議案書5ページと別紙で1枚物の協議事項参考資料をお配りしておりますので、こちらをご覧くださいと思います。5ページを中心にご説明したいと思います。令和2年度南部町農地パトロール出発式につきましては、8月27日木曜日、天萬庁舎の富有まんてんホールで出発式を行いたいと思います。9時に開会、町長挨拶、来賓の挨拶等がありまして、9時40分には閉会をしたいと考えております。</p> <p>本日お配りしております腕章、帽子、名札をお持ちいただきますようお願いいたします。改めて文書の配布はいたしませんので、当日皆さんの御出席を宜しくお願いいたします。当日の出発式の出席は困難ということがございましたら、8月21日までに事務局まで御連絡いただけたらと思いますので、宜しくお願いいたします。その出発式終了後は遊休農地のA判定B判定の判断をするための研修会を開きたいと思っております。こちらのほうは農業委員さん、推進委員さん、事務局で、公用車3台で行きたいと思いますが、手間地区の寺内を予定しています。</p> <p>遊休農地の判断につきましては、初めての方もいらっしゃると思いますので、例えば荒れた時に、どこからが復元可能な農地か不可能な農地なのかの検証を寺内で行いたいと思いますので、宜しくお願いいたします。当日の研修会の講師は、先月27日に行いました研修会の講師でもありました、農業会議の倉益事務局長をお願いしております。繰り返しになりますけども、当日は帽子と腕章と名札をお持ちいただきますよう、宜しくお願いします。マスコミの方も取材依頼を行いたいと思っております。次に、6ページをごらんください。こちらのほうは各地区パトロールの班編成の案について出させていただいておりますが、この後の利用状況調査についても行っていただきたいと思います。メンバーは、農業委員と推進委員と2人ないし3人で班編成しておりますけども、班長さんが中心になって調査日もこれから決められると思いますので、日程調整をお願いしたいと思います。調査日の日程が決まり次第、事務局に報告をお願いいたします。その他の関係団体がありますが、西部農協と農村振興公社、土地改良区とございますけれども、関係団体についても動員をかけさせていただいておりますので、こちらの関係団体にもお知らせする意味でも、早めに日程をお知らせ願いたいと思います。調査日は、出発式以降の9月、10月で調整をお願いいたします。平日以外でも良いですが、関係団体のこともありますので今までの経緯から言うと平日に行っているのが現状でございますので、参考にさせていただけたらと思います。地区の右の欄に班長という欄がありまして、班長さんには二重丸ということで提案させていただきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。以上でございます。</p>
	議長	皆さんにお伺いしたいのは、天津から始まって、農地利用状況調査の班長をするということで、基本的には前の方々の班長さんを主体とした考え方であります。しかしながら、天津におきましても違っておりますし、違った方ができないということで、東長田もまた違う方が出ていま

		すし、賀野地区は全員変わっておられる。と言うことで、この方々で御異議ございませんか。 班長さんですが、異議がございましたら受けたいと思います。ご異議ございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	ご異議ございませんので、このような形で決定をさせていただきます。 班長さんをお願いでございますが、班長さんがまとめられ何月何日の何時からというのは個々の班長さんの意思決定で決めていきたいと思っておりますので、それを早急に事務局に提出をお願いしたいと思います。事務局におきましては、産業課、JA、農村公社、土地改良等事務の御連絡をいたさなければなりませんので、なるべく早く日程だけお決めいただきたいと思っておりますので、宜しく御協力をお願いいたします。 以上でございます。
		(休憩 14:30~14:40)
6. 報告事項 (1) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用完了届について	議長	次に(1)『農地法第5条第1項による農地一時転用完了届について』を上程致します。 提案者より説明を求めます。
	局長補佐	【『農地法第5条第1項の規定による復元完了届について』 朗読及び説明(議案書10頁)】 本日午前中に行いました現地調査で復元されていることを確認しました。 こちらは、令和2年3月の総会で一時転用の届け出があった案件で、河川改修に伴う一時転用によるものでした。工事名は、 工事というものでございました。 期間は令和2年2月17日からで、先ほども言いましたが、7月27日で工事完了後に復元されたものでございます。
	議長	只今説明があった件につきましてご質問などございませんか。
		(質問・意見無し)
	議長	報告事項ですので、以上の事でご了承下さいますようお願いいたします。
(2) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議長	報告(2)『農地法第18条第6項の規定による通知書について』を上程致します。 提案者より説明を求めます。
	局長補佐	【農地法第18条第6項の規定による通知書についての内容を朗読(議案書9頁)】
	議長	質疑を受けたいと思います。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので、合意解約と言う事で承認したいと思います。
7. その他 南部町農業振興地域整備計画の全体見直しについて	議長	『その他 南部町農業振興地域整備計画の全体見直しについて』を上程致します。提案者説明をお願いします。 なお、初めての方も居られますので農振とはどう言うものかと言った所からご説明願います。
	本田課長補佐	本日は先ほど議長の方からございましたように、南部町農業振興地域整備計画の全体見直しについてということでお時間をとっていただきましてありがとうございます。今年度、南部町農業振興地域整備計画という計画書を作成しておりまして、こちらは平成24年度に見直しをしてから7年が経過をしております。

この間、個別の見直し、いわゆる農振除外と言われるもの、或いは農振編入と呼ばれるものの手続は、幾度か行ってきたところですが、全体の見直しというものをこれまで行っておりませんでしたので、今年度全体見直しの方をさせていただきたいと思ひまして、これに関しまして農業委員それから農地最適化推進委員の皆様の御協力をいただきたくこの度お願いに上がった次第でございます。

まず、農振地域というものの概要ということでございまして、お帰りになられたら、先般、研修会でこのような冊子をもらわれていらっしゃると思ひます。農地関連法制度の③というところの、14 ページのほうから農振の方について記載がございます。簡単に申し上げますと、農業振興地域の整備計画と申しますのは、農業振興地域の整備に関する法律、農振法と言われているものでございまして、こちらの法律に基づいて、総合的に農業振興を図ることが必要と認められる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることによって農業の健全な発展を図ることが目的でございました。農林水産大臣が、農地利用地等の確保に関する基本方針を定めて、これに即して都道府県知事が農業振興地域整備基本方針というものを定めてございます。それに基づきまして市町村は、その農業振興地域の中にいわゆる、将来的に農用地として利用すべき土地の区画、農用地区域というものを定めまして、その農用地区域の農地ということで指定をすることになっています。簡単に言いますと農用地区域に指定された土地は転用することができません。もうそこは、農地として守るべき農地、農地として使用するために守るべき農地として指定をするエリアになってございます。簡単に農用地含める区域といたしましては集团的農用地、10 ヘクタール以上の集团的な農用地であるところ、農業生産基盤の整備事業の対象地であるところ、土地改良施設用地であるところ、或いは農業用施設用地である、農業振興を図るための必要農地であるということで、そちらに指定をしまして、農地として守るべきところを指定しているというところでございます。

南部町には都市計画法等がございませんので、いわゆる、土地を規制する唯一の法律ということで、農振法の法案の審議の方で農用地指定をしているところでございます。また詳しくは先ほど申しましたテキストのほうに非常に分かりやすく書いてございますので、こちらをお読み取りいただければと思ひます。

さて、皆様をお願いをした内容について説明をさせていただきたいと思ひます。お手元に地図をお配りしております。これが各地域における、農地、農用地図面と、いわゆる農振農用地を示した地図になっています。資料をご覧くださいますと、ピンク色で示された土地が見えていただけると思ひます。サイズが色々ありまして、大きい方小さい方いらっしゃるで大変申しわけございません。サイズの別は後程ご説明を御説明させていただきたいと思ひます。ピンク色に定めてあるところが、現在の農振農用地でございます。ご覧いただきまして分かります通り、場所によっては山奥のところに農地が指定をされていた。

或いはここは農振なの？というような、少し疑問になるような土地が指定をされているということが見てとれる場所も現実にはございます。こちらを活用いただきまして、この度農振の変更をするに当たりまして除

外を、もうこの際、ここは農振農用地から外してしまうと。或いは逆に、ここは農振農用地に編入して一帯的にしていくべき農地だ。というところの編入につきまして、御意見を頂戴したいと考えております。その御意見をいただく手順でございますが、お配りしたペーパーの A4 のところに記載してございますが、まず、お配りした農地図面を参考にさせていただきまして、担当地域の集落の皆様等々の御意見を伺っていただきながら、農用地区域から除外すべき土地、或いは編入すべき土地の部分のほうを御確認いただきたいと思っております。地域の方での意見についてですが、今週末に、農協の皆様の方と相談させていただきまして、実行組合長さんのほうにも協力を仰いで、実行組合としての御意見、或いは区長さんのほうにも、区長文書で実行組合長さん等々、或いは農業委員さんに御意見お寄せくださいという趣旨の文章を配らせていただきたいと思っております。区長便の配付が 8 月 20 日でございますので、区長さんの手元に行くのはそれ以降になってしまいます。それまでの間に、まず委員さんの目で、どこが農振地域に入っていて、どういった風にこれから考えていこうか。ということ、思案を練っていただきながら、地域の皆様とお話をしていただいて、どこを入れるどこを外すということをご検討いただけたらと考えています。今回、A0 サイズというすごく大きなサイズと、その半分のサイズの A1 というサイズの 2 種類をお配りさせていただきました。誠に勝手ではございますが、遊休農地パトロールで班長となられた皆様に、大変申しわけ御座いませぬが、A0 サイズの方をお配りさせていただいております。その他の委員の皆様には、A1 のサイズを配らせていただいております。まず先ほど申しましたように、外すべきところ、それから入れるべきところに色を付けていただきたいですが、こちらの記載例をご覧くださいと思っております。除外をするべきところというのは、お配りしたサインペンで、黒で囲っていただければと思います。一筆ごとの筆は私どもで調査をいたしますので、大体このあたりという形で囲っていただければ結構でございます。一筆ごとに調べていただいて、ここが、どこの何番地というところまではこちらのほうで調査いたしますので、地図上のこのエリア、という形で括りをしていただいて、番号をつけていただきたいと思っております。それから、編入すべきところもしございましたら、編入すべきところについては赤で囲っていただいて、同じように番号を振っていただければと思います。編入と除外で番号を、編入の 1 番とか除外の 1 番とかっていう形で付けていただかなくて結構ですので、とにかく順番で、数字を振っていただけたらと思っておりますので宜しく願います。その振っていただいたところに、別紙で除外編入一覧表と書いてございます。この表をお配りしております。この表に番号を、例えば①で言いました表の 1 に、除外という形で、ここは現状分からないですが、例えばもう既に原野化しており、農地を除外すべきと考えるという意見とあります。除外すべきだというところの御意見を御記入いただければと思います。逆に編入につきましては、主な理由が中山間の直接支払い対象農地にされたいとかですね、そう言うことが大きな理由になろうかなと思っておりますので、そういった形で一帯的に管理すべきところ、それから少し耕作をされていなかったところだけれど、この機に農振に入れて、耕作をしていこうと考えるところである。ということをご記入いただければ

		<p>と思います。各地区の方で取りまとめをしていただいて、班長さんにお配りした、A0のサイズのほうに、最終的にこの色塗りといいますか、除外編入の分を取りまとめていただいて、産業課に御提出をいただきたいと考えております。集落の方で色々と御意見を伺っていただくところで、やり方につきましては、こちらの方からこうしてくださいという部分は、なかなか申し上げにくいところもございますが、もし必要があれば役場の産業課のほうで各地区に入る際に説明が必要だとかということがあれば申し出ていただければ、会合等々、協議をされる場に出席させていただこうと思いますので、宜しく願いをいたします。農繁期で、また入れ替わりシーズン等々がある中、お忙しいところ大変申しわけございませんが、農振の計画を今年度中に見直したいと考えておりますので、誠に申しわけございませんが10月20日の火曜日までに、A0のサイズの方に取り纏めていただいたものを産業課に御提出いただきますようにどうぞ宜しくお願いいたします。それ以外のサイズの地図につきましては、各皆様が委員活動していただく中で、メモ書きとか、或いは取りまとめをするための地図ということで、御活用いただければ結構でございますので、こちらを使っていただいて取りまとめをしていただきますようどうぞ宜しくお願いいたします。</p> <p>大変な作業になると思います。非常に御苦労、御尽力いただくことになるかと思いますが、今後の南部町の農地のあり方、農地をどの様に活動していくかという基礎となる計画の見直しでございます。</p> <p>どうぞ委員の皆様におかれましても、農地の配布をいただく中で、また地域の方とお話をいただく機会ととらえていただいて御協力いただきます様どうぞ宜しくお願いいたします。</p>
議長		<p>説明が終わりました。良い機会ですので質問頂きたいと思います。初めての方は本当に大変だと思います。農振についての説明を致しました。農振に入っていた地域では、原則、宅地化や非農地かは出来ないことになっておりますので、この際、そういったところがありましたら是非とも始めていただいと思っております。大国地域を見ますと、土地改良区さん、農村公社の役員さん、そしてJAの方々、実行組合長さんも入れまして、一括で説明会を致したいと思っておりますのでございます。</p> <p>また地域によっては色々事情があるかと思っておりますので、本田補佐の方に相談して頂きたいと思っております。パトロールもしてまた見直しもして、と言う事ですのでできる事なら一括でやっていただきたいなと思うところがございますので、宜しくお願いします。締め切りはいつまででしたか。</p>
本田 課長補佐		10月20日までです。
議長		是非とも10月20日までは、地域、皆さん方をお呼びになって、1人でなく皆さんの合意の中でやったのだという形をとっていただきたいと思っております。宜しく御協力お願いをいたします。10月20日が締め切りです。
遠藤委員		進め方については先程お話がありましたが、区長さん、農事実行組合長さんと相談の上、その集落毎に進めていくという形によろしいですか。

<p>本田 課長補佐</p>	<p>遠藤委員のおっしゃられるように、御相談いただいております。先ほど申しましたように、説明の中で役場が出てきて欲しいということがございましたら、申し出いただければ私どものほうも説明に伺わせていただきますので、宜しく願いをいたします。集落毎にさせていただくということもありますし、協議会毎とか、或いはエリア毎、色々なやり方はあるかと思っております。私どもからこういう形で、ということとはなかなか申し上げにくい部分の地域事情等もございますので、そこにつきましては委員の皆様のお考えでぜひともお願いできたらと思っておりますので、宜しく願いいたします。</p>
<p>遠藤委員</p>	<p>3年ほど前から多面の事務をしておりますが、知らないうちに農振から外れたということを経験するのですが、農業委員会を通して、こういう議論や協議の場があったのか、もし分かれば教えていただきたいです。</p>
<p>本田 課長補佐</p>	<p>平成24年当時どのような手順で、ということは私も産業課にいたしましたけれども、23年から24年にかけてこの農振の計画をするということが引き継がれていたとは聞いているところでございますが、細かいやり方につきましては把握しておりません。ただ、この間、地図を作成しているということはないかなというふうには認識しております。一応法律の手続上、農振を計画する場合は、まず計画を整えた後に、農業委員の皆様と協議を開かせていただいて、その計画の妥当性について御意見を町のほうから伺うことにしております。その変更の内容につきまして御同意をいただいた場合、そこから県に事前同意をかけまして、県のほうから事前協議の同意書をいただいてから30日間、縦覧告示をすることになっております。その中で、農振の計画をこう変えます、いわゆるここを農振農用地にします、ここを外します。ということを経験しまして、その後15日間の異議を受け付ける期間というのを設けております。一応法律の建前上はそのような形で、町民の皆様から見ていただく期間でありますとか、異議を申し立ていただく期間というのを設けておりますが、ここは想像になっておりますが、なかなか一般の方がそういった告示をしたからといって、今計画がこういうふうに見直されているということを経験し、実際に縦覧に来られたかといいますが、ほぼ無かったのではないかと考えております。そういった部分を踏まえまして、この度、まず地図でどこが農振になっているのか、或いは山寄りのB判定農地で周っていただけるようなところが農振に掛かっているという事案も出てまいりましたので、そういった部分のところは、この際整理をして除外しておくべきだろうということでしたので、地図化をさせていただいたところでございます。そういった形で会長もおっしゃられたように、農業委員さんを中心にして御意見を伺って、町全体でこの計画を見直したということでの、新しい計画を作りたいと考えておりますので、御協力のほう重ねまして宜しく願いいたします。</p>
<p>糸田委員</p>	<p>このチームの意見が非常に重要だと思っておりますので、法勝寺ですが、振興協議会ともちょっと相談したいと思っておりますが、実行さんと区長さんに出されますね。それなら、その方々にもぜひ情報提供をして頂きたいと思っております。それで、その方々に私たちのほうからお話をさせて頂いてから協議の場を作っていきたいと思っておりますので、宜しく願いしたい</p>

	と思います。
本田 課長補佐	その情報提供の方を改めてさせて頂きたいと思います。
議長	各地域から皆さんが出ておりますので、ちょうどいい機会です。 課長補佐がおりますのでご質問あればお願いします。
作野委員	実行組合長ですとか、区長ですとか農業委員が主体となつてとの事ですが、その会の主催は産業課で声掛けされるのでしょうか。
本田 課長補佐	例えば招集役の中に委員さんが入っていただいて、いわゆる集落の、例えば総会の中でちょっと話をされるケースの場合はその集落の、区長さんであるとか実行さんにご相談いただきたいと思いますが、例えば先ほど会長がおっしゃられました大国地区で色々な方を集めてやるという場合には、産業課のほうで声を掛けさせていただくということも考えているところがございます。その場合につきましては全部が皆さんで、ということではなくてまた御相談いただいて、規模的なものでこれから調査していただきたいということは相談をお願いします。或いは協議会のほうで例えばそのお話をいただいて、協議会中心になってやっただく場合は協議会が声を掛けていたケースもあったということがございます。必ずそうしてくださいと言う事ではなく、そういうケースもあり得ると思いますので、また御相談いただいてどういう形でやりましょうか、ということとさせていただきますのでお願いします。
庄倉委員	集落単位だと総会等と言われましたが、集落の総会となると全部の人が集まって、農業者や農地を持つ人だけでなく、そういう場面ではやっぱり話が出しにくいので、農地を持っておられる人、実行組合長さんとか区長さん含めてですけど、地域的に振興協議会単位ぐらいで天津もしたいなと考えています。もう一つ、農振地域の地図を頂きましたけれど、あちこち回ってみますと、こんな所にまで農地が残っているという様なところが沢山あって、農振除外の部分の農地というのは、この度でなくても、また何かの機会をいただけたらなというふうにお願いします。山の中で農地が残っている所が沢山あって、少し把握しにくいのでお願いします。
議長	1番に今注意をしていただきたいのは、農地の中間管理機構に入っている所や、また直払い制度に入っている所は農振を除外するとお金は出ませんので、そのことを地域で把握していただければ。中山間地の直接払いの対象のところは十分でございますので、賀野地域にもそのようなものがあって、補助金の返還となったことが10年ぐらい前にあったということとございますので、それは十分に気をつけていただいて、今の中間管理機構や、直接払いについても十分な注意をいただきたいと思います。特に、委員長さんは気をつけていただきたい。分からなければ課長補佐が、どれだけあるのか調べて欲しいと言っただけであれば調べます。独断で出されないように、気をつけていただきたいです。
本田 課長補佐	庄倉委員から御質問があった件ですが、農振農用地以外の農地につきまして、非常に見にくいですが一応この図面はベースが全て農地のみとなっております。山林はまず表示されておりません。ただ、表示上、宅地とか原野というのは入っておりますが、全て地目が一応出ております。若干小さくて見にくいところもございますが、一応全部、地目も表

		示してございますので御参考にしていただけたらと思いますので宜しくお願いいたします。
	市川委員	今から我々が提示されたものに対して検討すると、始めていくと。前以て産業課が、ここがおかしいとかここが違うのではないかという、予備知識みたいなものはないですか。特に、このあたりはちょっと地域で見ておいてください、注意してくださいと言う様な箇所があるのか無いのか。
	本田 課長補佐	<p>町としての除外の今の方針的なところのお答えになろうかと思いますが、先ほど申し上げましたように過去にちょっと集団的に除外をされていたエリア、今現在編入されているエリアについては基本的には外す方向で考えていきたいと思っております。当然補助金等々の絡みがございますので、そういったところを調査して外して行く方向は考えていただきますが、それよりもまず第1の優先は、B判定農地、山の中に、航空写真で見て山になっているところに農地の赤い色を付けた農地が入っているところは除外をしていく考えでございます。また後でゆっくりご覧いただけたらと思うのですが、山の木が生い茂っているのに筆が入っていて赤く塗られている。という箇所が何箇所か、ぱっと見ただけでも見受けられました。そういった部分のところは、基本的には外すというところ。或いは、今考えているところは一団の農地でなくて、家と家との間、1筆とか2筆とか入っているところに赤く色が入っている箇所というのも見受けられますので、そういったところも外していきたいと考えているところでございます。ここを外していただければどうだろうかという思いでいるところでございます。</p> <p>あとは委員の皆様の中でお気づきになられた点をベースに考えておりますが、また委員さん方からいただいた御意見の中でここはこうしたらどうだというところをまた伺った上で組み立てをしていきたいと考えておりますので宜しくお願いします。以上でございます。</p>
	議長	<p>良い機会ですので皆様方からご質問があれば、伺っていきたくと思っておりますが、本当にパトロールに続いて、農振の見直しと言う事で非常に大変だと思っておりますが、皆さん方は、御意見はございませんか。</p> <p>(質問・意見無し)</p>
	議長	無いようですので『南部町農業振興地域整備計画の全体見直しについて』を終わりたいと思っております。
7. 令和2年度第1回農業委員会総会の日程について	議長	令和2年度第7回南部町農業委員会総会は、令和2年9月10日(木)に開催します。
事務連絡	局長補佐	<p>お手元に、身分証を配布してはございますけれども、手帳に挟んでいただくものですが、そちらには氏名、生年月日、電話番号が空欄になっておりますので、申しわけございませんが、御自身で記入をお願いしたいと思います。首にかける方の身分証については、現地調査には必ず必要となっておりますので、必ず携帯をお願いしたいと思います。これが1点目です。</p> <p>2点目は次回8月25日火曜日B判定の特別委員会を開催したいと思います。特別委員会の委員の皆さんにはお手元にお配りしておりますけれども、場所は と 地区でございます。8月25日9時</p>

		にまでに御集合いただければと思いますので、宜しくお願いいたします。
	議長	事務局から報告をいたしました。何かこの事でご質問ございましたら受けたいと思います。
		(質問・意見無し)
	議長	無いようですので、このような格好でございます。
	市川委員	幹事会引き継ぎ報告
	板委員	本日、現金を引き継ぎましたので、宜しくお願いします。
	議長	他には何かございませんか。
		(質問・意見無し)
8. 閉 会	議長	これにて令和2年度第6回南部町農業委員会総会を閉会します。